

平成三十年十月十日発行
皇學館論叢第五十一卷第五号 抜刷

渡嶋津輕津司の歴史的前提

——交易の観点からみる古代北方史の一考察——

小林 武

皇學館論叢 第五十一卷第五号
平成三十年十月十日

渡嶋津輕津司の歴史的前提

——交易の観点からみる古代北方史の一考察——

小林 武

□ 要 旨

「渡嶋」の初出は、『日本書紀』齊明天皇四年（六五八）四月条から同六年（六六〇）三月条の三年にわたって行われたとされる阿倍比羅夫遠征記事である。従来阿倍比羅夫遠征記事は、蝦夷居住地域への王権の進出という面が注目されてきた。本稿では蝦夷からの進言によって阿倍比羅夫が渡嶋進出を決定したという史料から、阿倍比羅夫遠征を越国と渡嶋を中心とした蝦夷との交易の起点とみなし、『日本書紀』持統天皇十年（六九六）三月甲寅条及び『続日本紀』養老四年（七二〇）正月丙子条から齊明天皇期に成立した越国・蝦夷・肅慎による交易が継続して執り行われていたことを文献史学の立場から検証する。

同時に、私見として七世紀末から八世紀前半においては、海峡で隔てられた渡嶋と津輕が経済的には同一の世界としてみなすことができると思いたい。

□ キーワード

古代北方史 渡嶋津輕津司 阿倍比羅夫 蝦夷 交易

はじめに

津軽以北の世界を中心に据えて古代北方世界を明らかにしようとする動向が、過去二十年間での北方史及び古代蝦夷研究の一つの方向性である。主に考古学が中心となり、文献史料からは明らかにできない世界が解明されようとしている。

近年は、文献史学と考古学の両分野が成果をどのように共通産物として、互換性を確立するかですり合わせを行い、模索しているのが現状であろう。私が本章で考える津軽・北海道（＝渡嶋）を区別することなく同一の世界としてみなすという統合論は、既に小口雅史氏によって論じられている。⁽¹⁾その後、小口氏本人が認めているように「学会の共通認識とはならなかった」。⁽²⁾それは小口氏の統合論は概念として示されただけであり、具体的な根拠の提示はされなかったからである。しかし、北方社会の様相が明らかになる中で、氏の提起した津軽と渡嶋を同一世界と見做す考え方はなおも有効だと私は考える。本稿では北方史を研究してきた多くの先学の研究に与りながら、従来は津の管理者とのみ捉えられてきた『続日本紀』養老四年正月丙子条に記された「渡嶋津軽津司」を交易の観点から検討し、七世紀から八世紀における北方交易の考察と津軽・渡嶋同一論の検討を行う。

第一章 阿倍比羅夫遠征記事

「渡嶋」という語が表れる史料は限られており、『日本書紀』斉明天皇四年四月条の阿倍比羅夫が有間浜で渡嶋蝦夷を饗応したという記事が初出である。その後は『続日本紀』持統天皇十年（六九六）三月甲寅条、『続日本紀』養老

渡嶋津軽津司の歴史的前提（小林）

四年正月丙子条に見られるが、それぞれの記事に関連性はない。

渡嶋が王権の北進政策と関連付けられる以上、阿倍比羅夫遠征記事から考え始めたい。なお、本稿が扱う時代には国号・君主号は成立していないが、「天皇」・「日本」表記で統一する。

阿倍比羅夫遠征は齊明天皇四年（六五八）から齊明天皇六年（六六〇）の三年間に三回行われ、津軽の有間浜にて在地蝦夷や他地域の蝦夷集団を大饗したことや、渡島蝦夷集団と共闘して肅慎と呼ばれる民族と戦闘を行ったことが記録されており、多くの議論が重ねられてきた。現在では坂本太郎氏の研究を肯定的に継承した熊谷公男氏⁽⁴⁾のまとめた研究が定説となっている。

第一節 渡嶋Ⅱ北海道説について

渡嶋が北海道を指すか否かについて、議論が多くなされてきた。未だ決着はついていないが、渡嶋を北海道とする意見が文献・考古両分野での主流となっている。渡嶋の示す場所を巡っては長く議論が重ねられてきており、小口氏が詳細にまとめられている（前掲）。小口氏の研究を参考に渡嶋問題論争史をまとめると、渡嶋を北海道と見做す説は新井白石が「蝦夷（エゾ）志」⁽⁵⁾にて、渡嶋を北海道と解釈したことに端を発する。

夷多三種落。曰^二渡嶋蝦夷^一。其在^二東北海中^一者。曰^二北蝦夷^一。曰^二東蝦夷^一。其徙居^レ于^二内地^一者。北謂^二越国^一。東謂^二陸奥国^一。

新井白石に始まる初期の渡嶋Ⅱ北海道説は「津軽から海を渡らなければ辿り着けない場所ということ、単純に渡嶋を北海道と解するもので、（中略）自明なこととして理解され続けた」（小口氏前掲）のであって、事実確認が為されたうえでの説ではない。

その後、渡嶋¹¹北海道説に対して津田左右吉氏が、『日本書紀』の史料批判から、(一)渡嶋は特定の地域を示す呼称ではなく、本州北部の総称である。(二)渡嶋の範囲は時代により北進する。(三)「シマ」という語が必ずしも海水に囲まれている土地を示すとは限らない。本州北部総称説を『肅慎考』にて提唱する。⁽⁶⁾

津田説は一時通説となったものの、『続日本紀』養老四年正月丙子条や、『日本三代実録』元慶三年(八七九)正月十一日条「又渡嶋夷首百三人。(中略)与¹²津軽俘囚¹³不^レ連^レ賊者百余人。」から、津軽と渡嶋が明確に区別されて表記されていることが確認でき、津田氏の総称説は成立が不可能との批判が見玉作左衛門氏⁽⁷⁾からなされ、(三)以外の津田説は崩壊した。

その後は渡嶋が北海道を示すという説が定着し、渡嶋は北海道を指すことが共通認識となっている。小野裕子氏⁽⁸⁾が示す本州と北海道間での土器の交流や、北海道から出土した鉄剣等の遺物から渡嶋¹¹北海道説を補強する論が藁島栄紀氏⁽⁹⁾や樋口知志氏⁽¹⁰⁾から出されたが、渡嶋¹¹北海道説は基本的に『蝦夷志』での新井白石の先入観を根拠に成立しており、小口氏(前掲)が述べるように「渡嶋を北海道であると断定したうえで立論」であることから、渡嶋を北海道と見做すことに絶対的な根拠は存在しない。ただ、渡嶋を北海道と見做さない説も津田説に依拠した延長線上にあるのみで、両説共に決定要因を欠くことに変わりはない。

私も渡嶋¹¹北海道説の問題点を認識したうえで、阿倍比羅夫が罽と罽皮を献上したとする『日本書紀』斉明天皇四年是歳条より、

越国守阿部引田臣比羅夫、討¹⁴肅慎、献¹⁵生罽二・罽皮七十枚¹⁶。

ヒグマは北海道にのみ生息することは現在も古代も不変の事実であり、渡嶋とは北海道を示すという現在の定説に従う。このヒグマは共闘した渡嶋蝦夷からの贈答品もしくは服属した肅慎からの納品とも考えられるが、どちらが贈与

したかはこの場合問題ではなく、本来北海道のみに限定される産物の登場から、少なくとも北海道地域に渡嶋蝦夷が居住するか又は関りを持ち、蝦夷間の交流があったと考えられることが重要である。

そのうえで渡嶋を地域ではなく集団の呼称と理解した熊谷氏の視点が重要であろう。すなわち、熊谷氏は渡嶋が「単なる地域名としてではなく、その地域を本拠とする蝦夷集団を指称する名称の一部として使用されている」とし、特定地域の蝦夷集団を他の集団から区別して使われたとする観点から、渡嶋の指称地域が時代によって変化することを否定する。さらに『日本書紀』斉明天皇四年四月条にあるように、

四月、阿陪臣、闕率^名船師一百八十艘、伐^名蝦夷。闕（中略）遂^名於^名有間浜、召^名聚渡嶋蝦夷等、大饗而帰。

渡嶋蝦夷を有間浜に呼び寄せたことから、渡嶋蝦夷と他の蝦夷との間には元より親密な関係があったと考えられる。津田説^(三)の問題については、渡嶋は「渡」という語がつく以上、有間浜よりもさらに奥地にある地と推測し、渡嶋を北海道として認識することで問題はないと考える。

第二節 阿倍比羅夫の渡嶋進出

そこで疑問に感じるのは越国守である阿倍比羅夫が、なぜ渡嶋まで進出したのかということである。遠征記事や場所の推定に比べ、阿倍比羅夫の北海道進出は重要度が低い。注目されるのは『日本書紀』斉明天皇六年（六六〇）三月条の肅慎との戦闘記事ばかりである。私は、斉明天皇六年の肅慎との戦闘の原因は『日本書紀』斉明天皇五年三月是月条にあると考える。

是月遣^名阿倍臣、闕率^名船師一百八十艘、討^名蝦夷国。阿倍臣、簡^名集飽田・淳代、二郡蝦夷二百卅一人、其虜卅一人、津輕郡蝦夷一百十二人、其虜四人、胆振鉏蝦夷廿人於一所^名而大饗賜^名祿。胆振鉏、此云三伊浮梨婆陸。即以^名三船一隻、

与^二五色綵帛、祭^二彼地神^一。至^二肉入籠^一。時、問菟蝦夷胆鹿嶋・菟穗名、二人進曰、可^下以^二後方羊蹄^一、為^中政所^上焉。
肉入籠此云^一之之製姑^一。問菟、此云^二塗昆宇^一。菟穗名、此云^二斯梨蔽^一。隨^二胆鹿嶋等語^一、遂置^二郡領而歸^一。授^下道與与^レ越国司位各^二二階、二字保那^一。後方羊蹄、此云^二斯梨蔽^一。政所、蓋蝦夷郡乎。隨^二胆鹿嶋等語^一、遂置^二郡領而歸^一。授^下道與与^レ越国司位各^二二階、郡領与^二主政^一各^二一階。或本云、阿倍引田臣比羅夫、与^二一郡領与^二主政^一各^二一階。肅慎^一戰而歸。獻^二虜卅九人^一。

阿倍比羅夫がある（「一所」）場所で、服属した蝦夷集団と共にその土地の神を祭ったとする。その際にどの蝦夷集団に属すかは不明だが、集められた蝦夷集団の一部族と考えられる問菟蝦夷の胆鹿嶋と菟穗名の二名が後方羊蹄に政所を置くことを提案する。阿倍比羅夫は二人の蝦夷の進言に従い後方羊蹄に郡を置いて帰還する。この記事から、阿倍比羅夫が津軽より奥地に進出する積極的な意思がなかったことがわかる。「一所」には同じ所という意味もあり『日本書紀』齐明天皇四年四月条で「大饗」したとされる有間浜を指すとも考えられるが、重要なのは阿倍比羅夫が渡嶋まで進出するつもりはなかったことである。

熊谷氏が述べるように、越国守である阿倍比羅夫は北方地域の「新たに服属した蝦夷の来朝」が目的であり、また『日本書紀』齐明天皇元年（六五五）七月己卯条

於^二難波朝^一、饗^二北^北越^越蝦夷九十九人、東^東陸^陸蝦夷九十五人^一。（中略）仍授^二柵養蝦夷九人・津刈蝦夷六人、冠各^二一階^一。より、津軽蝦夷等は比羅夫遠征以前に既に来朝していることが判明していることから、この遠征が武力征圧的な遠征が主目的ではなく、以前来朝し位階を受けた蝦夷達を通じて国郡制の進行が目的であったのではないだろうか。大船団を率いた航海も熊谷氏が述べているように『日本書紀』景行天皇四十年七月戊戌条からもたらされた蝦夷観が影響し、有事の備えと国威を示すことが目的であったものと考ええる。

其東夷之中、蝦夷是尤強焉。男女交居、父子無^レ別、冬則宿^レ穴、夏則住^レ櫛。衣^レ毛飲^レ血、昆弟相疑。登^レ山如^二飛禽^一、行^レ草如走獸。承^レ恩則忘、見^レ怨必報。是以、箭藏^二頭髻^一、刀佩^二衣中^一。或聚^二党類^一、而犯^二辺界^一。或

伺^二農桑^一、以略^二人民^一。擊則隱^レ草、追則入^レ山。故住古以来、未^レ染^二王化^一。

後方羊蹄に置いた郡は割注からおそらく「蝦夷郡」と呼ばれたと記され、他の郡とは異なり設置された場所の地名を冠していない。これは郡として設置しながらも、その後の渡嶋が日本の外側であり続けたことと関係するのではないだろうか。「郡」(この時期であれば「評」とはいつても特殊である。貢納制支配が中心であり、令制による編戸によって構成された従来^の郡とは異なるものである。熊谷氏は、「蝦夷集団全体の戸口数の把握を基礎とした貢納制支配」の深化形態が、蝦夷郡であるとする。後方羊蹄という場所は、『日本書紀』斉明天皇五年三月是月条に「進言」(史料中傍線部)とあるように蝦夷側から場所の指定をしている。王権側よりも、蝦夷側に都合がよかったと考えられる。見逃されていることではあるが、王権ではなく蝦夷側から主体的に交渉を持ちかけたことは注目すべきことである。

『日本書紀』斉明天皇六年(六六〇)三月条の肅慎との戦鬪は突発的に発生した戦鬪とは考えられず、史料の流れからも阿倍比羅夫遠征以前から、渡嶋では在地蝦夷と肅慎と呼ばれる非蝦夷集団との間に緊張が生じていたことがわかる。瀬川拓郎氏は阿倍比羅夫が、「斉明四年に有間浜で饗応した統繩文集団」から肅慎の情報を受け取り、実態を「さつそく」見極めようとしたとの推察¹²⁾をしているが、瀬川氏の推察は早計である。実態を探ろうとしてから実行までに一年の空白期間があることから賛同しかねる。私は積極的ではなかった阿倍比羅夫が蝦夷側からの提案に従ったことに注目し、蝦夷との正式な北方交易の場所を設けることができることから、予定していなかった後方羊蹄にまで進出したと考える。

第三節 交易品からの考察

北海道から産出される熊の皮は、阿倍比羅夫が貢献するほどに貴重な品であったことが『日本書紀』斉明天皇五年

是歳条

高麗画師子麻呂、設^二同姓賓於私家^一日、借^三官羆皮七十枚^一、而為^二賓席^一。客等羞怪而退。

や『日本書紀』天武十四年（六八五）九月壬戌条

壬戌、皇太子以下諸王卿、並冊八人、賜^三羆皮・山羊皮^一、各有^レ差。

からも伺われる。羆皮製品は、日本の都人だけでなく東アジア世界においても高価な品であることから、羆皮の交易ルート獲得は重要性が高いと推測される。阿倍比羅夫が蝦夷の進言に応じた理由は、越国が渡嶋との交易権を管轄するため蝦夷の取引に応じたのではないかと考えたい。

ただし、村尾次郎氏⁰³や虎尾俊哉氏⁰⁴が比羅夫遠征を経済的な目的として捉える意見には無批判での賛同はできない。村尾氏は渡嶋を本土内に位置付け、阿倍比羅夫は武装した交易隊であるという論を提起する。虎尾氏は、渡嶋の位置付けこそ村尾氏と異なるものの、阿倍比羅夫遠征に関しては村尾氏の論を継承し、さらに、東北における交易基地の設定が目的であったとする。両氏が着目したように、確かに経済的な側面も阿倍比羅夫遠征には多分に含まれていることは間違いない。また公式の交易場を設けることができることは、朝廷側としても魅力的な事案であろう。しかし、虎尾氏の述べるような、斉明天皇が「派手好みの性格」であり、毛皮欲しさに遠征させたとする論は論理性に欠け、到底賛成できるものではない。この遠征を熊谷氏が指摘するように、政治的な意義を除いて考えることは問題の一面を捉えることしかできないからである。

樋口知志氏（前掲）は熊谷氏の貢納制的支配に賛同しながらも、成り行きから北海道へと進出したという理解に疑問を呈し、羆皮が世界的にも高価な品物であることから、阿倍比羅夫遠征は（一）津軽蝦夷から毛皮や北海道の海獣情報を得ることが主目的であったこと。（二）後方羊蹄への進出を進言した蝦夷を、津軽蝦夷から予め交易情報を得ていた

渡嶋蝦夷と解釈し、饗応も全て計画されていたとし、遠征の目的は最初から北海道にあったとする。もし樋口氏の解釈通り、遠征の目的が北海道にあったならば、わざわざ有間浜に渡嶋蝦夷を召すこともなく、また二人の蝦夷に進言されなくとも渡嶋へ阿倍比羅夫自ら進出したのではないだろうか。津軽蝦夷と渡嶋蝦夷の海峡を越えた交流を踏まえた遠征への推察は、『日本書紀』斉明天皇四年四月条で渡嶋蝦夷が津軽へと渡ってきていることから傾聴に値するが、箕島氏（前掲）が述べるように、熊谷氏や樋口氏が想定する、進言した蝦夷が渡島の蝦夷かは史料からは確認できないことや、進言されてからの北海道進出を踏まえると、樋口氏の意見には整合性がない。また、熊谷氏に賛同しながらも、結果として政治的側面を鑑みない論になってしまっている。

後方羊蹄に置かれた郡（あるいは政所）にて、その後どのような活動が行われたのかは不明である。比羅夫遠征を朝貢集団の数量的拡大による王権の権威強化ととらえる伊藤氏は、蝦夷の朝貢史料の検討から「政所」が行政的機能をもたない貢納センターと推測し、天皇の代行者である国司（ミコトモチ）が現地集団から朝貢を受ける場として活用されたとする。伊藤氏が想定する貢納センターは、蝦夷と王権の利用のみで、蝦夷以外の民族もしくは集団の介入については言及されていない。

従来の研究を総合した上で考察すると、越国守阿倍比羅夫が津軽に郡を置き、渡嶋に公式の交易場を設けた可能性があるだろう。阿倍比羅夫遠征は、熊谷氏や伊藤氏が論じるような貢納制的支配が目的であったということには賛同する。ただし、蝦夷の進言によって当初の目的に加えて、王権が取り持つ北方交易の開始と、公式の交易場設置が新たな目的として追加されたと考えたい。『日本書紀』斉明天皇六年三月条では肅慎と戦闘を行っているものの、戦闘を開始する前に肅慎との交易を試みている。阿倍比羅夫は蝦夷だけではなく肅慎とも交易関係を構築しようとしていたことが読み取れる。阿倍比羅夫遠征を、王権・蝦夷・肅慎の三者間交易の始まりと捉えたい。

阿倍比羅夫遠征後、渡嶋蝦夷は『日本書紀』持統天皇十年（六九六）三月甲寅条に肅慎と共に朝貢した記事がある。
賜_下越度嶋蝦夷伊奈理武志、与_二肅慎志良守叡草_一、錦袍袴・緋紺繩・斧等_{ヲ上}。

齊明天皇の時代に鬪争関係にあった両者が揃って朝貢した記述を見る限り、律令国家・蝦夷・肅慎の三者間交易の継続を示す史料とみてよいだろう。またこの記事中で肅慎と蝦夷が区別されていることから、両者は異なる種族に属する存在であることは明確である。

ここで渡嶋蝦夷ではなく、「越度嶋蝦夷」と表記されていることに注目する。本来「渡嶋」のみの表記であるところに「越」が加わっている。この蝦夷が渡嶋蝦夷以外の別の蝦夷を表すとは考え難い。『日本書紀』齊明天皇四年記事初出の渡嶋はその後、『続日本紀』持統天皇十年の記事まで正史に見られない。その間に国家が渡嶋に対してどのような政策を行ったのかは不明だが、村尾氏（前掲）が指摘しているように、越国守である阿倍比羅夫が服属させた地域は、越国が管轄し支配したと考えたい。『延喜式』民部省下六三交易雜物

（前略）

陸奥国 羣鹿皮。独犴皮数随_レ得。砂金三百五十兩。

昆布六百斤。索昆布六百斤。昆布布一千斤。

出羽国 羣鹿皮。羣鹿皮。

独犴皮数随_レ得。

（中略）

時代に開きがあるものの、日本海側の出羽国がアシカやトツカリととも⁰⁶に北海道に限定されるヒグマの皮の貢納を課されていることも、北方遠征での交易締結がなされたからだろう。『日本後紀』弘仁元年（八一〇）十月甲午条には陸奥国が来着した渡嶋狄を所管外として退去命令を出している。

陸奥国言。渡嶋狄二百余人来_二着部下氣仙郡_一。非_二当国所_レ管_一。令_二之帰去_一。

渡嶋津輕津司の歴史的前提（小林）

陸奥国でなければ、出羽国（元の越国）それも秋田城が渡嶋蝦夷を管理していたと考えることができるだろう。持統天皇十年の朝貢記事や弘仁元年十月甲午条記事は越国やその後の出羽国が当時の日本海側及び、渡嶋の蝦夷を管轄していた根拠になりえる史料である。同時に王権・蝦夷・肅慎の三者間交易がこの段階でも継続していることも判明する。本来ならば後方羊蹄に置かれた郡+蝦夷で呼ばれるはずである。しかし、渡嶋蝦夷は越という国名を冠す。

その後の歴史が物語るように、北海道が完全に律令国家に属することは無く、北海道に戸口調査が行われた記録も見られない。蝦夷や肅慎の朝貢記事のみであることからそのことは明らかである。阿倍比羅夫が初めて渡嶋蝦夷と有間浜で接触した時、服属が目的であるのなら蝦夷に進言をされなくとも来訪しただろう。遠征後の史料検討から持統朝時点では、渡嶋蝦夷は肅慎も合わせて、律令国家にとって交易相手としか捉えられていなかった。そして、渡嶋は越国の管轄下であり、同時に渡嶋交易の管理も越国が行っていたと私は考える。王権・蝦夷・肅慎間での三者間交易が行われていたと考えたい。

第二章 渡嶋津軽津司について

前章では斉明天皇四年より行われた阿倍比羅夫遠征記事から、渡嶋蝦夷は越国が管轄し、三者間交易も掌握していたことに言及した。本章では『続日本紀』養老四年正月丙子条記事から津軽渡嶋統一論の可能性について考えたい。『続日本紀』養老四年正月丙子条は、渡嶋津軽津司である諸君鞍男たち六人が、靺鞨国へと視察へ行った記事である。

遣_二渡嶋津軽津司從七位上諸君鞍男等六人於靺鞨国_一、觀_二其風俗_一。

渡嶋津軽津司についての記載はこの一例のみであり、松原弘宣氏¹⁷⁾と荊木美行氏¹⁸⁾が異なる視点から論じている。ただし

松原氏に関しては、渡嶋を通説と異なる本土内に位置づけ考える当時の通説からの論考であり、「史料の解釈に妥当ではない点がみられる」という批判もある。⁹⁹⁾

荊木氏についても靺鞨国を中心に、そこが渤海国を含むか否かの問題を中心に論じられており、「渡嶋津軽」についてはほとんど検討していない。

ただし、本記事は中心に論じられることが少ないだけであって、蝦夷や渤海関係の問題に関連して言及が為されていることや、日本以外の存在が含まれていることもあり重要度は高い。

第一節 渡嶋津軽津司の解釈

考古学を取り入れた北方世界の考察の中で、蓑島栄紀氏²⁰⁾が津司の覓国使的性格に関して論じていることは、不明点が多い本記事においては興味深いことである。

この史料で通常問題となる箇所は、(一)渡嶋津軽津司とは何か。(二)靺鞨国とは渤海を指すか否か。である。荊木氏は文献史学の立場から靺鞨表記の研究史を検討し、靺鞨国と渤海国は外交成立年限からも一致せず、「国号とみるよりも、むしろ靺鞨諸部族に対する包括的な表現」という見解を示し、史料編纂者自身も靺鞨国がいずれの場所を示すのか、派遣先を確認することができないまま記したとされ、津司に関してはその職務が水上交通を管理する役人であり、沿海州地方への風俗を確認する目的の探訪であるとす。

荊木氏に対して蓑島氏は、考古学の成果を文献解釈に取り入れつつ、津司の位階の高さからも津司が津の管理にとどまらず、渡嶋・津軽の海上交通全体の管理や蝦夷の朝貢・交易にも関与する専当官司と位置付ける。また風俗を觀るとは、「古代国家の支配イデオロギー」であり、王権国家の支配イデオロギーの支配拡大策としての津司、被支配地

域としての古代史観から国覓的性格を有していたとし、津司の靺鞨国派遣を覓国使とみる。しかし、靺鞨国の捉え方では両者は一致しており、蓑島氏も「古代国家の世界観のなかでこれらを一体として認識した概念であるとみるべき」とし、靺鞨国に渤海国やそれ以外の特定の国・民族を想定しないものの、さらに北方交易は、北海道を超えた大陸にまで及ぶ広大な規模を有し、渡嶋・津軽はその各世界の交易の拠点であったとする。

前述のように、両者の意見は津司の考察よりも、荊木氏は靺鞨国を中心に、蓑島氏は王権の支配イデオロギーの東北社会への進行が阿倍比羅夫遠征に端を発し、その概念が本記事まで継続されていたことを明らかにする目的があり、二つの問題が内包されながらも「靺鞨」に関しての検討がなされてきた。

両者の研究に学びながら私論を展開すると、まず渡嶋津軽津司であるが、それが東日本に設置された津司であり、渡部氏（前掲）が述べているように「その存在は注目すべきもの」である。そもそも津司の職務内容はどのようなものだったのだろうか。渡嶋津軽津司に関する史料は『続日本紀』養老四年正月丙子条記事のみであり、津司自体の実態が不透明であるため、渡嶋津軽津司は津軽や北海道の港湾や海上交通を管理していたと解釈されている。津を管理する職としては難波津を管理した摂津職と国司がある。両職を比較すると（摂津職独自の職は除く）、津司独自の職務としては(一)店の管理(二)度量の監視(三)橋や道、渡船の管理(四)関の通行管理(五)船の維持管理の五種がある。この五種はその職務の一部だけと思われるが、ここから津司が新たに国を求める行動があるとは考えられない。前述のように蓑島氏が津司を覓国使としてみているが、(一)覓国使がみえる『続日本紀』文武天皇二年（六九八）四月壬寅条「遣_二務広式文忌寸博士等八人于南嶋_一覓_レ国。」の記事は荊木氏が指摘するように、「二十年以上も前」であること。(二)覓国使は南方にしか派遣されていないこと。(三)渡嶋を律令政権の内部に取り込んでいないにもかかわらず、より離れた地域に新たな支配地域を求めることはしないだろうという三点から、ここでの津司を覓国使と見做すことは不可能だと

考える。渡嶋津軽津司が外国からの来航の管理や、各津の拠点を一括で管理していたとしても、津司が靺鞨国へと派遣される記事は異様である。津司に関しては史料によるこれ以上の検討は困難であり、その位置づけとしては水上交通の管理だけでなく、店や関の管理もしていたことから交易の掌握もしていたと考えられる。

次に靺鞨国についてであるが、荊木氏は渤海国が靺鞨地域の一部族が独立した集団という認識であったとする当時の政権の認識から、靺鞨国をその該当地域全体を指す言葉とし、荊木氏は阿倍比羅夫が戦闘を行った肅慎がオホーツク文化集団であるとする考古学の視点から、この靺鞨国の集団と北海道の肅慎を同じ集団と位置づけ、オホーツク文化集団の中心拠点を靺鞨国とする。荊木氏の説は、考古学の成果を取り入れることで、文献史料のみでは到達しえない考察をしており魅力的ではあるが、斉明天皇期の肅慎と養老年間の靺鞨集団との民族的な繋がりを確認する根拠が存在しないことから可能性の範囲に止まる。荊木氏は沿海州付近を拠点とした鉄利靺鞨の可能性を示唆しているが推測の域を出ない。両者の意見から、靺鞨国は渤海国ではなく、日本や渡嶋とは区別された、大陸側に位置した領域の総称であると考えたい。

第二節 阿倍比羅夫遠征と渡嶋津軽津司の接続

史料で問題になる点には未だ不明な点が多いが、前節にて私は、阿倍比羅夫が渡嶋を訪れた理由として、熊皮を中心とした北方交易への参加とその交易を越国が管轄することを狙っての進出であると述べた。斉明天皇五年に後方羊蹄に置かれた蝦夷郡は王権・蝦夷・肅慎の三者間交易の拠点であるとしたうえで、三者間交易の場を渡嶋としたとするならば、渡嶋は王権の支配域に統合されるはずであろう。

蝦夷が後方羊蹄を指名したその翌年には、肅慎の征討が行われている。その後の持統天皇十年記事から、蝦夷と肅

慎の関係は良好であることが伺える。同地域に居住する両者の間にも交易があったことは十分に考えられることである。斉明天皇六年三月条には肅慎との会話が記されていないことから、倭人とは言語がかけ離れた存在であることが明らかである。蝦夷と倭人間のみの交易であるならば、有間浜のみを拠点とすることで十分であっただろう。多くの蝦夷を一度に集結させることが可能であったことを考えると、阿倍比羅夫は津軽を蝦夷との交易拠点と考えていたと推測することが可能ではないだろうか。渡嶋への進出に積極的ではなかったことも納得できる。

ただし、北方交易は三者間交易である。言語が異なる肅慎が本土に立ち入ることはリスクが大きい。まして、北海道でのマイノリティであった肅慎が、多数派の蝦夷を脅かす戦闘能力を持っていたとすれば、本土流入によって王権に甚大な損害を与えかねない脅威である。肅慎は倭人との意思疎通は不可能だが、蝦夷とは意思疎通が可能であったようである。持統天皇十年の朝貢に両者が揃って来朝した記事は、渡嶋蝦夷と肅慎の友好関係だけでなく、同時に渡嶋蝦夷が肅慎との意思疎通が可能であることを知ることができるとみても差し支えないだろう。そして三者間交易では、蝦夷が倭人と肅慎との交易を取り持ったと考える。

王権進出以前から、津軽蝦夷と渡嶋蝦夷の交流の存在を事実と考えるならば、渡嶋に置いた交易拠点は肅慎と蝦夷の交易拠点であり、そこでの交易品が津軽へと蝦夷によってもたらされ、古代日本王権・国家と蝦夷間での交易を為す二段階交易が行われたのではないか。蝦夷は津軽で得た交易品を肅慎との交易材料とし、肅慎は蝦夷との交易によつて倭人文化の製品を交易品として得ることで三者間交易が成立する。簗島氏（註②中）が、

日本古代王権・国家の進出による北方交易システムの構築は、この地域の集団関係に一定の安定化・秩序化をもたらしただけのものではない

と述べられているように、渡嶋の交易場は王権の使者である越国守阿倍比羅夫が置いたものであり、渡嶋の秩序の安

定を維持する代わりに交易によって利益を得る両者にとって非常に魅力的な交易形態が斉明天皇期に構築されたと考える。新野直吉氏（註②中）は、

津軽津司の肅慎交渉の任務というものを想定するとき、比羅夫の北航はこの「司」設置のための礎石を据えたものであるといえる。

と述べ、新野氏の肅慎との接触が津司の任務であったとする見解は否定するが、斉明天皇期に行われた阿倍比羅夫遠征が、渡嶋津軽津司に繋がっていると理解することは妥当である。

『続日本紀』養老四年正月丙子条の「渡嶋津軽津司」は、渡嶋と津軽を管轄する役と読み取ることができ、それは三者間二拠点交易が存在したからであって、(一)交易の管理者は古代日本王権及び律令国家であること。(二)斉明天皇六年より始まる三者間交易が存続しているかは不明であるが、津軽と渡嶋との二拠点交易が七二〇年の養老四年正月丙子条時点においても機能し受け継がれていることがわかる。

第三節 渡嶋津軽津司以降の日本海の様相

その後、渡嶋津軽津司は文献に見られない。熊谷公男氏は²³⁾

この官は出羽守の管轄下にあった可能性が高い。これ以降、この官がみえないのは、天平五年（七三三）の出羽柵の秋田への移転にともない、出羽柵の機構に吸収されてしまうからではなからうか。

と述べ、津司が吸収され、職務が出羽柵に移ったとする。『続日本紀』天平五年十二月己未条「出羽柵遷²⁴⁾置於秋田村高清水岡。」とあり、これが後の秋田城とされている。最近の成果から、秋田城が軍事的性格だけでなく、交易場としての性格も有することが明らかとなったことから、熊谷氏の考えるような吸収説は説得力がある。猿島氏も秋

田城と渡嶋津輕津司の連続性を挙げている。水上交通を基本とした日本海側の環境から考察すると、熊谷氏の意見に賛成だが、秋田城と津司の関連性については日本海側の統治体制や、今後の秋田城に関する研究の進展から慎重に検討していく必要がある。

近年の北海道や北東北における考古学の成果は目覚ましく、王権及び律令国家が把握していた北方交易や蝦夷集団との交流は、当時の北方世界の一部でしかなく、文献に記録された出来事が全てでないことは自明のこととなった。²⁵

『類聚三代格』卷十九延暦六年正月二十一日官符

太政官符

応下陸奥按察使禁_中断王臣百姓与_二夷俘_一交関_上事

右被_二右大臣宣_一称。奉_レ勅。如聞。王臣及国司等争買_二狄馬及俘奴婢_一。所以弘羊之徒苟貪_二利潤_一。略_レ良窃_レ馬。相賊日深。加以無知百姓不_レ畏_二免章_一。売_二此国家之貨_一。買_二彼夷俘之物_一。錦既着_二賊襖胃_一。鉄亦造_二敵農器_一。於_レ理商量。為_レ害極深。自今以後。宜嚴_二禁断_一。如有_二王臣及国司_一。違_二犯此制_一者。物即没_レ官。仍注_レ名申上。其百姓者一依_二故按察使從三位大野朝臣東人制法_一。随_レ事推決。

延暦六年正月廿一日

や『類聚三代格』卷十九延暦二十一年六月二十四日官符

太政官符

禁_三断私交_二易狄土物_一事

右被_二右大臣宣_一称。渡嶋狄等来朝之日。所_レ貢方物。例以_二雜皮_一。而王臣諸家競買_二好皮_一。所_レ殘惡物以擬_二進官_一。仍先下_レ符禁制已久。而出羽国司竟縱会不_二遵奉_一。為_レ吏之道豈合_レ如此。自今以後。嚴加_二禁断_一。如違_二此

制^一。必処^二重科^一。事縁勅語。不得^二重犯^一。

延暦廿一年六月廿四日

では、一般人だけでなく、都の王臣諸家や貴族、国司が蝦夷との私交易を禁じられている。交易拠点や朝貢場を設けたにもかかわらず、管理が行き届かなかった要因は単に都からの距離や、蝦夷との文化的差異だけが要因ではないだろう。北海道と東北だけではなく、大陸の日本海側を拠点とする人々、そして海を自由に行き来した人々の創り出す環日本海世界の存在が背景としてあったのではないだろうか。阿倍比羅夫遠征には環日本海世界での交易活動への参加という意味が見出せる

私は阿倍比羅夫遠征に蝦夷政策の転換点を見る。津軽と渡嶋に置かれた交易拠点は、その後廃止されたのであろうか。私はこの交易拠点が、後の中世に発達する十三湊の基底を作ったのではないかと考える。蓑島氏(註②)が考古資料を用いて明晰に分析されているように、津軽はラグーン(潟湖)としての港湾機能が十分に機能しうる土地である。斉明天皇期より整備され、北方交易の拠点として築き上げられた環境が簡単に放棄されるとは考えられない。十三湊の所在地は変わっていることも考えられるが、二つの交易拠点が基としてあったと考えることは見当違いではあるまい。また、考古学側から北海道と青森県から交易拠点になりえたと考えられる古代の港湾施設が数カ所挙げられている。

渡嶋津軽津司が二つの地域に点在する交易場を管理していたものを、朝貢場としての機能も有していた秋田城が一括管理することで、政治と経済両方面から環日本海世界へのさらなる接近と権益の増加を図ることが可能となつていったのであろう。

小口雅史氏の渡嶋と津軽に境界線を設けない「津軽海峡を挟む世界」説は、それ以前に小口氏が提唱した「渡嶋」

とは北海道だけでなく、津軽を含んだ土地の呼称であるとすると説⁶⁰⁾を撤回し、北方世界を見る一つの指針として新たに提唱された説である。はじめに述べたように、私は小口氏が提唱した「津軽海峡を挟む世界」という視点から北方地域の歴史を検討してきた。しかし、再び津田氏の総称説のような統合を考えているのではない。私の統合説は、三者間二拠点交易を軸に津軽と渡嶋の歴史を検討すると、海で隔てられた渡嶋と津軽が海峡や土地を越えた同じ集合体であると提起したい。特に『続日本紀』養老四年正月丙子条の渡嶋津軽津司は、七世紀末における津軽海峡で隔てられた地域が、交易形態の構築によって同一の集合体になったことが八世紀前半においても継続している証明ではないだろうか。

以上数少ない史料から北方交易に関する持論を展開した。一側面のみではあるが、阿倍比羅夫遠征から渡嶋津軽津司までの史料検討によって、七世紀末から八世紀前半においては、津軽と北海道は同一の世界と見做すことが可能だと考える。

おわりに

本論では小口雅史氏の「海峡を挟む世界」説の、津軽と渡嶋を同じ世界とみることが可能という考えに触発され、私独自の渡嶋津軽統一世界論の検討を試みた。斉明天皇五年三月是月条記事に北方における津軽と渡嶋、二つの地域を含めた王権・蝦夷・肅慎の三者間交易の萌芽を確認し、その交易の管轄は越国が行っていたという説を提唱した。その交易形態の成立によって経済的な視点から渡嶋と津軽が海峡で隔てられることなく、同一世界として考えることが可能だと考える。王権と蝦夷だけではなく、蝦夷間の土地を越えた交流も『日本書紀』斉明天皇紀からみられる。

果たして蝦夷の居住区分を行う必要があるのだろうか。津軽海峡に引かれた境界線のみではなく、全ての区分を取り払い、蝦夷自体を考える必要があると考える。

現在の北方史では文献史学と考古学のすり合わせが課題となっている。考古学の観点を取り入れることで、文献史料だけでは成しえなかった思考の限界点を超え出る可能性がある。本稿では詳しく取り上げることができなかったが、考古学・日本古代史・古代東洋史の複合により日本海で隔てられた大陸と日本の北方地域が結びつく「環日本海世界」の存在は古代北方史の新しい段階を示すものであろう。ただし現状は必ずしも順調とは言えない。両分野の立場や考え方があり、さらに文献史学の間でも決着をみない議論が数多くある中で、各分野の統合は困難を極める。伝統的な蝦夷研究の課題であるアイヌ民族と蝦夷の関係は、考古学の進展によってそれまでの一元的な捉え方から、より複次的な要因が介在することが明らかになりつつある。今後の協業の深化は、蝦夷研究の空白地帯を塗りつぶしていくだろう。

ある視点からしか捉えることができなかった蝦夷から、蝦夷そのものへ。考古学や東洋史の成果を取り入れながら、古代北方世界の姿を明らかにすることを今後の研究課題としたい。

〔注〕

- (1) 小口雅史氏「渡嶋再考」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第八四集、国立歴史民俗博物館、二〇〇〇年)
- (2) 小口雅史編『海峡と古代蝦夷』(高志書院、二〇一一年)
- (3) 坂本太郎氏「日本書紀と蝦夷」(『坂本太郎著作集』第二卷古事記と日本書紀、吉川弘文館、一九八八年)
- (4) 熊谷公男氏 a 「阿倍比羅夫北征記事の研究史的検討」(『東北学院大学論集―歴史学・地理学―』十六、一九八六年、三月)

渡嶋津軽津司の歴史的前提(小林)

- 熊谷公男氏 b 「阿倍比羅夫北征記事に関する基礎的考察」(『東北古代史の研究』吉川弘文館、一九八六年、十月) 以下断りが
ない限り本稿での熊谷氏の論は b 論文を指す。
- (5) 新井白石「蝦夷志」(原田信男校注『東洋文庫八六五蝦夷志南島志』(平凡社、二〇一五年))
津田左右吉氏「肅慎考」(『津田左右吉全集』第二卷日本古典の研究下、岩波書店、一九六三年)
- (6) 児玉作左衛門氏「阿倍比羅夫の渡島遠征」(『明治前日本人類学・先史学史―アイヌ民族の研究(黎明期)』前編第一章、日本
学術振興会、一九七一年)
- (7) 小野裕子氏「北海道における縄縄文文化から擦文文化へ」(『考古学ジャーナル』一〇、一九九八年、五月)
- (8) 蓑島栄紀氏「阿倍比羅夫の北征と東北アジア世界」(『日本古代の伝承と東アジア』吉川弘文館、一九九五年)、註(2)論集に当論
文を改稿した「阿倍比羅夫の北航と北東アジア地域」が収録されているが、当論文での氏の主張を補強するに留まるのみであ
り、本論文では旧稿のみを利用する。
- (9) 樋口知志氏「渡島のエミシ」(『古代王権と交流―古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年)
- (10) 熊谷公男氏「古代蝦夷(エミシ)の実像に迫る」(『上代文学』一一七、二〇一六年十一月)
- (11) 瀬川拓郎氏「古代北海道の民族的世界と阿倍比羅夫遠征」(『海峡と古代蝦夷』(高志書院、二〇一一年))
- (12) 村尾次郎氏「奥羽政策の物語的前史」(『日本史学研究叢書律令財政史の研究』吉川弘文館、一九六一年、『芸林』五一三、
一九五四年、初出)
- (13) 虎尾俊哉氏「律令国家の奥羽経営」(『古代の地方史』六奥羽編朝倉書店、一九七八年初出、『古代東北と律令法』吉川弘文館、
一九九五年再録)
- (14) 伊藤循氏「古代国家の蝦夷支配」(『古代王権と交流―古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年)
- (15) 武廣亮平「正倉院収蔵の「アザラシ」の毛皮・中倉三・四号鞍の轡の素材に関して」(『日本歴史』八三四、二〇一七年十一月)、

武廣亮平「古代・中世前期のアザラシ皮と北方交易」〔『史叢』七七、二〇〇七年九月〕

- (17) 松原弘宣氏「渡嶋津軽津司について」〔『愛媛大学教養部紀要』十三、一九八〇年初出、『古代水上交通史の研究』吉川弘文館、一九八五年再録〕

- (18) 荊木美行氏「靺鞨国」考〔『日本書紀研究』第二九冊、塙書房、二〇一三年〕

- (19) 渡部育子氏「律令制下の海上交通と出羽―古代出羽における海上交通の意義をめぐって―」〔『日本海地域史研究』七、文献出版、一九八五年〕

- (20) 蓑島栄紀氏「古代出羽地方の対北交流」〔『古代国家と北方社会』吉川弘文館、二〇〇一年〕ことわりがないかぎり本論中の蓑島氏の論はこの論文を示す。

- (21) 滝川政次郎氏「斉明朝における東北経路補考」〔『史学雑誌』第六七編第二号、一九五八年、一月〕、新野直吉氏「古代史上の津軽」〔『弘前大学国史研究』七〇、一九八〇年、四月〕、関口明氏「渡嶋蝦夷と肅慎・渤海」〔『日本古代の伝承と東アジア』吉川弘文館、一九九五年〕、長谷川成一氏他『青森県の歴史』(山川出版社、二〇〇〇年)、青森県史編さん古代部会編『青森県史資料編古代1文献史料』(青森県、二〇〇一年)、蓑島栄紀氏「もの」と交易の古代北方史 奈良・平安日本と北海道・アイヌ」(勉誠出版、二〇一五年)

- (22) 『律令』令卷第二職員令第二の六八番撰津職条撰津職 帯津国。

大夫一人。掌。祠社。戸口簿帳。字養百姓。勸課農桑。礼察所部。貢举。孝義。田宅。良賤。訴訟。市廛。度量轻重。倉廩。租調。雜徭。兵士。器仗。道橋。津濟。過所。上下公使。郵駅。伝馬。關遺雜物。檢。校舟具。及寺。僧尼名籍事。

『律令』令卷第二職員令第二の七〇番大國条

大國

守一人。掌。祠社。戸口簿帳。字養百姓。勸課農桑。礼察所部。举。孝義。田宅。良賤。訴訟。租調。倉廩。徭役。兵士。器仗。鼓吹。郵駅。伝馬。烽候。城

渡嶋津軽津司の歴史的前提(小林)

牧。過所。公私馬牛。關遺雜物。及寺。僧尼名籍事。余守准。此。其陸奥。出羽。越後等国。兼。知饗給。征討。斥候。壹岐。對馬。日向。薩摩。大隅等国。惣。知鎮押。防守。及番客。歸化。三國国。又掌。關割及關契事。

- (23) 熊谷公男氏「秋田城下の蝦夷と津軽・渡嶋の蝦夷―元慶の乱を中心として―」(『海峽と古代蝦夷』高志書院、二〇一一年)
- (24) 伊藤武士氏「古代城柵秋田城の機能と特質」(『考古学リレーター二十五北方世界と秋田城』六一書房、二〇一六年)
- (25) 鈴木靖民氏「古代蝦夷の世界と交流」(『古代王権と交流―古代蝦夷の世界と交流』名著出版、一九九六年) 及び『日本古代の周縁史』(岩波書店、二〇一四年)
- (26) 小口雅史氏「阿倍比羅夫北征地名考―渡嶋を中心として―」(『文経論叢』二七、一九九二年、三月)
- (27) 古畑徹氏『渤海国とは何か』(吉川弘文館、二〇一八年)、小口雅史編『古代史選書二八古代国家と北方世界』(同成社、二〇一七年)、
 蓑島栄紀氏「もの」と交易の古代北方史 奈良・平安日本と北海道・アイヌ」(勉誠出版、二〇一五年)、鈴木靖民氏『日本古代の周縁史』(岩波書店、二〇一四年) 赤羽目匡由氏『渤海王国の政治と社会』(吉川弘文館、二〇一一年)、シャルロツテ・フォ
 ン・ヴェアシユア(河内春人訳)『モノが語る日本対外交易史 七―一六世紀』(藤原書店、二〇一一年) 石井正敏氏『日本
 海関係史の研究』(吉川弘文館、二〇一一年)、小嶋芳孝氏「蝦夷とユーラシア大陸の交流」(『古代王権と交流―古代蝦夷の
 世界と交流』名著出版、一九九六年)

(こばやし たける)